

運 営 規 程

ホームヘルプサービス鶴住

指定訪問介護

ホームヘルプサービス鶴住 運営規程

第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人鶴住会が開設する訪問介護事業、ホームヘルプサービス鶴住(以下「事業所」という)が行う指定訪問介護事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士または訪問介護員研修了者(以下「訪問介護員等」という)が、要介護状態または要支援状態にある高齢者等(以下「要介護者等」という)に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、利用者が要介護状態等となった場合でも、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行う。

2. 事業の実施に当たっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ホームヘルプサービス鶴住
- (2) 所在地 青森県北津軽郡板柳町大字野中字鶴住102-2

第2章 職員の職種、員数及び職務内容

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 施設管理者 1名(デイサービスセンターと兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 主任 1名

主任は人事管理を中心とした業務全般を行う。

- (3) サービス提供責任者 介護福祉士 3名

(訪問介護員及び併設居宅介護事業サービス提供責任者と兼務、訪問介護員及び併設居宅介護事業サービス提供責任者と併設デイサービスセンターと兼務)

サービス提供責任者は、指定訪問介護の利用の申し込みに係わる調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

- (4) 従業者 6名(介護福祉士6名) 兼務4名(併設デイサービスセンター等と兼務)

従業者は、居宅介護計画に基づき指定居宅支援の提供に当たる。

- (5) 事務職員 1名(兼務)

必要な事務を行う。

第3章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業時間は、次の通りとする。

(1) 営業日

365日(無休)

(2) 営業時間

午前7時から午後8時までとする。ただし、電話により24時間常時連絡が可能な体制とする。

第4章 指定訪問介護の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額

(指定訪問介護の提供方法)

第6条 指定訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用申し込み者またはその家族に対し、運営規程の概要その他のサービスの選択に必要な重要事項を記した文章を交付して説明を行い、同意を得る。

第7条 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問介護を提供する。

2. 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係わる居宅介護支援事業者へ連絡し、その他の必要な援助を行う。

第8条 指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係わる居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

第9条 指定訪問介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者の他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

2. 指定訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係わる居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

第10条 正当な理由なく指定訪問介護の提供を拒まない。ただし、通常の実施地域などを勘案し利用申し込み者に対して適切な指定訪問介護の提供が困難と認められた場合は、他の指定訪問介護事業者の紹介など、必要な措置を講じる。

第11条 指定訪問介護の提供を求められた場合には、被保険者証により被保険者資格、要介護認定または要支援認定(以下「要介護認定等」という)の有無、要介護認定等の有効期間を確認する。

2. 前項の被保険者証に介護保険法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されている場合、その意見に配慮して、指定訪問介護を提供する。

第12条 指定訪問介護の提供に際し、要介護認定等を受けていない利用者には、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、行われていない場合には利用の意思を踏まえて速やかに申請がなされるよう必要な援助を行う。

2. 居宅介護支援(これに該当するサービスを含む)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定等に更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間の満了日の1ヶ月前に話されるよう、必要な援助を行う。

第13条 指定訪問介護の提供の開始に際し、利用申し込み者が法定代理受領サービスの要件を満たしていないとき(介護保険第41条第6項及び介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないとき)は、当該申し込み者又はその家族に対し、法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行う。

(指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額)

第14条 指定訪問介護の内容は次の通りとする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助
- (3) 通院等乗降介助

第15条 指定訪問介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。

2. 指定訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族等に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

3. 指定訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

4. 常に利用者の心身の状況、環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族等に対し、適切な相談及び助言を行う。

第16条 サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を作成する。

2. 前項の訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成する。

3. サービス提供者は、第1項の訪問介護計画を作成した際には、利用者又はその家族等にその内容を説明する。

4. サービス提供責任者は、訪問介護計画後においても、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行う。なお、第1項から第3項までの規定は、訪問介護計画の変更について準用する。

第17条 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は厚生大臣が定める基準によるものとし、指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。但し、平成30年8月から一定の所得以上の方は、2割又は3割負担の場合あり。

2. 第19条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 通常事業の実施地域を越えた地点から片道20キロメートル未満500円

(2) 通常事業の実施地域を越えた地点から片道20キロメートル以上の場合
1キロメートル増すごとに500円に50円を追加

3. 第14条の車を使って利用者の移動介助を行う場合（移動に関して通院等乗降介助又は身体介護中心型の場合）の運賃については、道路運送法第4条、第78条の許可（また認可）を受けた金額について規定を定め徴収する。

(1) 発地、着地のいずれもが町内の輸送の場合 1回 200円

(2) 着地が町外の輸送の場合 1回 500円

4. 提供するサービスの内容及び費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族等に対して事前に文章で説明をした上で、支払いに同意する旨の文章に署名（記名押印）を受ける事とする。

5. 第1項の利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービス内容及び利用料の額を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

第18条 指定訪問介護を提供した際には、当該指定訪問介護の提供日及び内容、法定受領サービス費の額、その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載する。

第5章 通常の事業の実施地域

（通常の実施地域）

第19条 通常の実施地域は、板柳町、藤崎町、鶴田町、弘前市、五所川原市とする。

第6章 緊急時等における対応方法

（緊急時における対応方法）

第20条 訪問介護員等は、指定訪問介護の実施中に、利用者の病状の急変及びその他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講じるとともに、管理者に報告する。

第7章 虐待防止に関する事項

（虐待防止に関する事項）

第21条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し研修を実施する等の設置を講じるよう努める。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施する。

(4) 上記の措置を適切に実施するための担当任者を置く。

第8章 地域との連携について

(地域との連携について)

第22条 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。

第9章 その他運営に関する重要事項

(利用者に関する市町村への通知)

第23条 利用者が、正当な理由なく指定訪問介護の利用者に関する指示に従わずに要介護状態等にの程度を増進させたと認められるとき、偽りや不正な行為によって保険給付を受けた、あるいは受けようとしたときは、市町村に対して通知する。

(勤務体制の確保)

第24条 利用者に対して、適切な指定訪問介護を提供できるよう、訪問介護員等の勤務体制を定める。

2. 訪問介護員等の資質的向上を図るための研修の機会を次の通り設ける。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 月1回の園内研修を実施。(その他各種研修会への参加を行う。)

(衛生管理等及び感染症対策)

第25条 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、定期健康診断などの必要な管理を行う。

2. 事業所の設備及び備品などについて、衛生的な管理に努める。

3. 事業者は、利用者と施設の衛生管理に努めるとともに、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

(1) 事業者は、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を設置し、定期的に(おおむね6か月に1回以上)開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所は、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に(年1回以上)実施する。

(秘密保持)

第26条 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らさない。また、事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。

2. サービス担当者会議などにおいて、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族等の同意を、あらかじめ文書により得ておく。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第27条 居宅介護支援者又はその従業者に対し、利用者に対して事業所によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与することはしない。

(苦情処理)

第28条 提供した指定訪問介護に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置など、必要な措置を講じる。

2. 自ら提供した指定訪問介護に関して、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書などの提出や提示の求め、当該市町村の職員からの質問や照会に応じるほか、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査にも協力する。市町村から指導または助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。

3. 指定訪問介護等に対する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が介護保険法第176条第2号に基づき行う調査にも協力する。自ら提供した指定訪問介護に関して国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。

(事故発生時の対応)

第29条 利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

2. 利用者に対する指定訪問介護に提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、事業所の責に帰するべからざる事由による場合は、この限りでない。

(会計の区分)

第30条 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護の会計とその他の事業の会計を区分する。

(記録の整備)

第31条 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整理する。

2. 利用者に対する指定訪問介護の提供に関する記録を整備するとともに、完結の日から2年間保存する。

(職場におけるハラスメント)

第32条 事業者は、適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第33条 非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。

2. 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、災害時における関係機関への通報及び連携体制を整備し、利用者及び従業者に対し周知徹底を図るため、年6回以上避難、その他必要な訓練等を実施します。

3. 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に努めます。

4. 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

(1) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

(2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(掲示)

第34条 事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示します。

(その他)

第35条 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人鶴住会と業者の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成12年4月1日より施行する。

この規定は、平成13年1月1日より施行する。

この規定は、平成15年4月1日より施行する。

この規定は、平成15年10月10日より施行する。

この規定は、平成17年4月1日より施行する。

この規定は、平成18年4月1日より施行する。

この規定は、平成19年4月1日より施行する。

この規定は、平成20年4月1日より施行する。

この規定は、平成21年4月1日より施行する。

この規定は、平成22年4月1日より施行する。

この規定は、平成24年4月1日より施行する。

この規定は、平成25年4月1日より施行する。

この規定は、平成26年4月1日より施行する。

この規定は、平成26年8月1日より施行する。

この規定は、平成28年4月1日より施行する。

この規定は、平成28年6月1日より施行する。

この規定は、平成31年4月1日より施行する。
この規定は、令和元年9月20日より施行する。
この規定は、令和元年10月19日より施行する。
この規定は、令和元年12月1日より施行する。
この規定は、令和2年4月1日より施行する。
この規定は、令和2年5月1日より施行する。
この規定は、令和3年7月1日より施行する。
この規定は、令和4年4月1日より施行する。
この規定は、令和4年8月1日より施行する。
この規定は、令和6年4月1日より施行する。
この規定は、令和7年4月1日より施行する。